

第 369 回月例会・報告概要

開催日：2019 年 3 月 16 日（土曜日） 10：00～

報告者：稲 田 和 也（山梨大学）

テーマ：有価証券の通則条項の改正民法における明文化について

報告者コメント：民法（債権関係）の改正では、指図債権の規定（現行民法 469 条以下。

商法 518 条以下も参照）に代わって、有価証券についての規定が置かれることとなった。

これらの規定は、これまで規定のなかった有価証券の 通則規定と位置づけられており、有価証券に関する学理および実務にも 影響を与えることが考えられる。そこで、新設の有価証券規定の概要を 確認した上、学理・実務の両面への影響を検討したい。

報告概要：

1. はじめに

- ・2015 年（平成 27 年）の民法（債権関係）改正により、いわゆる証券的債権等に関する民法および商法の規定が一括して廃止。
- ・改正民法 520 条の 2 以下の規定は、有価証券の通則規定と考えられている。

2. 改正法の概要

（1）改正前民法・商法の定め

（2）立法までの議論

（3）改正法の定め

- ・有価証券を記名債券と無記名債券に分類した上、前者を指図証券（証券において権利者として指定された者またはその者が指示する者に対して給付をする旨の記載がある証券）、記名式所持人払証券（債権者を指名する記載がなされている債権であった、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているもの）およびその他の記名証券と区別。権利の移転、行使、その他の諸規定が置かれた
- ・指図証券：譲渡は裏書交付（改正民法 520 条の 2）。裏書の方式は手形法の準用（改正民法 520 条の 3）。裏書が連続する所持人は権利の推定があり（改正民法 520 条の 4）。占有者は裏書連続を証明すれば、悪意・重過失でない限り、その証券を善意取得（改正民法 520 条の 5）。人的抗弁の制限（改正民法 520 条の 6）。質権の設定は譲渡の規定を準用（改正民法 570 条の 7）。履行の場所は債務者の住所地（改正民法 484 条 1 項の特則）。調査義務（改正民法 520 条の 10）。公示催告（改正民法 520 条の 11）。証券喪失時の権利行使方法（改正民法 520 条の 12）。
- ・記名式所持人払証券：譲渡は交付（改正民法 520 条の 13）。所持人は権利の推定（改正民法 520 条の 14）。所持の証明による善意取得（改正民法 520 条の 15）。人的抗弁の制限（改正民法 520 条の 16）。質権の規定は譲渡の方法を準用（改正民法 520 条の 17）。権利の行使は指図債権の規定を準用（改正民法 520 条の 18）。
- ・その他の記名証券：通常の債権の譲渡および質権の設定の方式（改正民法 520 条の 19 第 1 項）。公示催告手続および権利の行使方法は指図証券を準用（同条 2 項）。権利の行使に関する条項なし
- ・無記名証券：記名式持参人払証券の規定準用（改正民法 520 条の 20）。

3. 理論的な視点からの明文化

(1) 改正民法と有価証券の定義等

- ・有価証券については法令上通則的な定義なし。改正民法でも定義されず。
- ・改正民法規定の「その他の記名証券」以外は譲渡および行使に証券が必要と明記された。

(2) 指図債権等の独自性

- ・改正民法で規定がなくなったことの民法通説への影響

(3) 人的抗弁の制限

- ・改正民法と手形法、小切手法の主観的要件の違いと条文解釈

(4) 有価証券の自由な創設

- ・商法学説の通説的理解への改正民法の影響

4. 実務的な視点からの明文化

(1) 手形・小切手

- ・公示催告の規定→改正民法 520 条の 11 および 520 条の 12
- ・支払呈示期間後の支払い場所→改正民法 520 条の 8

(2) 信託受益証券

- ・記名式信託受益証券の権利行使方法→受益原簿制度との関係
- ・無記名式信託受益証券の権利行使方法→無記名証券との関係

(3) 国立大学法人債証券

- ・無記名式証券規定の類推適用の可能性

(4) 社会医療法人債証券

- ・記名式社会医療法人証券の権利行使方法→社会医療法人債原簿制度との関係
- ・無記名式社会医療法人証券→無記名証券との関係
- ・人的抗弁の制限規定の類推適用の可能性
- ・社債証券とパラレルの議論

(5) 観劇観覧券（あるいはコンサートチケット）

- ・記名式コンサートチケットの問題

5. まとめにかえて

- ・改正民法の実務上の影響は小さい？
- ・通則規定とされたことが有価証券法学への影響

以 上